

静岡県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条第3号の規定により告示する。

令和2年1月24日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の一部の効力の停止の内容及びその期間	サービスの種類
有限会社ねねの里	ねねの里 デイサービスセンター	掛川市上内田875	令和2年2月1日から令和2年4月30日までの3月間のサービス提供分について、居宅介護サービス費の5割を上限に請求すること。	通所介護